

★今から申し込める新年度助成金特集！ご相談もお気軽に！

第29号

## 支援センターにはほぼ毎月助成金情報が届きます。その中から「まだ申し込める助成金」を特集！HPでも一部紹介中です！

新年度に入り1ヶ月あまりですが「支援センター」には、市民活動を支援する「助成金情報」が続々届いています。そこでこれから(5月、6月、7月)でもまだ申し込める助成金をまとめてご紹介しします。毎年募集の助成金から今回初めてご紹介するものまでとりどりですが、ぜひご検討をおすすめします。もちろんご相談もお受けしています。

### 対象になるハードルは少々高めですが「人材育成」「組織強化」を継続サポートする助成金があります！

・自分の団体が助成を受けられる対象かどうかのハードルは少々高めです(有給職員がいるかどうか等が問われますから)。でも助成金の多くが「事業を対象」としているのに対し、右の2つは「人材育成」(大和証券)「組織基盤強化」(Panasonic)を助成してくれる数少ない助成金です。現在の事業の継続発展を目指す団体には検討をおすすめします。応募受付期間が6月(大和証券)7月(Panasonic)と時間もまだあります。詳細は支援センターHPでご覧ください。



↑この助成金の対象は岩手、宮城、福島県の3県で、被災からの再建に取り組む「現地NPO」です。人材育成の対象職員は団体の中核職員。ちなみに伊達市のNPO法人「みんなのひろば」さんは過去にこの助成を受けています。



↑こちらの助成金の説明会を兼ねた「NPO/NGOの組織基盤強化のためのワークショップ」が5月16日「福島市市民活動サポートセンター」で開催されます。詳細は「支援センターHP」でお知らせしていますのでご覧ください！

## 「マリンスポーツや水辺環境学習」「心とからだのヘルスケア」そして「公園・夢プラン」の助成も募集中！

・下の3つの助成金は、ご存じない方が多いかも知れませんが、中身がユニークなのでご紹介しします。「新規海洋クラブ登録・大募集」は水辺や海辺で活動する

団体が対象。「ファイザープログラム」は「心とからだのヘルスケア」に取り組む団体「公園・夢プラン」は「実現した夢」「やりたい夢」が助成対象です！



↑公益財団法人ルーシー・アンド・グリーンランド財団「海洋クラブ」に登録すると「活動器材」が3か年無償貸与されその間の実績により無償譲渡されるという助成制度。詳細は<https://www.bgf.or.jp/club/>で確認ください。



↑製薬企業ファイザー(株)の助成制度。詳細並びに要項や応募用紙は<https://www.pfizer.co.jp>から入手してください。助成期間は2020年1月1日から1年間。1件50万円～300万円で総額1,500万円。



↑一般財団法人公園財団主催、これまでに「実現した夢」これから「やりたい夢」の2部門を募集。入選プランに副賞として1万円～10万円のギフト券進呈。詳細は<https://yumeplan.prj.or.jp>で。



# 4月から「有給休暇」の取り扱いが変わりました。法人でない団体であっても使用者義務が適用されますから、とくにご注意ください。

## 4月から「年次有給休暇10日以上労働者」に「年5日の年休を取得させること」が義務になった!

・右は福島県が主催している「NPO労務講座」の案内チラシ。4月から5月にかけてこうした「労務」関連の講座やセミナーが増えています。「働き方改革関連法」が施行され、とくにこの4月から「年次有給休暇(年休)」の取り扱いが変わったからです。

・3月までは「使用者に年休の取得日数の義務はなかった」のですが、4月から「年休が10日以上付与される労働者には、年5日の年休を取得させることが使用者の義務」になったからです。だから右にご紹介した福島県主催の「NPO労務講座」でも、講義の最初の課題に「有給休暇の付与義務について」を挙げています。これは有給正規職員のいないNPO法人でも「業務委託を受けた事業に会員が従事している場合」はよくあり、この場合のNPO法人には「有給休暇」に関する使用者義務が課せられることになるからです。

## 法人でない任意団体(例えば「地域自治組織」)でも「使用者義務」が課せられることになった!

・右の写真は厚生労働省のホームページからダウンロードできる「年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説」の表紙です。法人格があろうとなかろうと、人を雇用している全ての「使用者」に「年5日の年次有給休暇の確実な取得」が義務付けられたことから、その詳しい解説書を所管省としてアップしたもので「法令解説編」「実務対応編」「Q&A」「相談窓口」と実に細かく解説してあります。

・例えば「パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者に対する付与日数」という項目では「所定労働日数に応じて比例付与されます」との解説に続けて、「週の所定労働日数」と「継続勤続年数」からパート従事者への有給休暇の「付与日数」がすぐわかる一覧表も示してあります。正規職員よりパート従事者が多いといった市民団体には、とくにダウンロードおススメの解説書です。

SAPOSEN NPO労務について学びましょう  
NPO労務講座

2019年4月1日より「働き方改革関連法」の一部が施行されました。働き方改革の目的は、働く人々の権利や利益に配慮しながら働き方を改善し、誰もが一人一人がより良い働き方を享受できるようにすることです。  
※この日以外、随時参加はできません。定員に達した場合はお問い合わせください。  
※詳細はチラシをご覧ください。その他にご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

講師 宍戸宏行 氏 (NPO労務管理事務所 社会保険労務士)

<講座予定内容>

- ①有給休暇の付与義務について
- ②雇用労働者と有償ボランティアの違いについて
- ③労働条件通知書の重要性について
- ④労働者の代表の選出方法について

※内容は変更される場合がございます。

参加費 無料

5月23日(木)13:30~15:30  
福島市市民活動サポートセンター 福島県大町4-15(ツツジ広場)7階  
TEL: 024-526-4333

主催/協賛 協力: 福島市市民活動サポートセンター  
事務局/ふくしま地域活動実践サポートセンター  
〒960-0043 福島県福島市中町9番2号 福島県自治会館7階  
TEL: 024-521-7333 FAX: 024-523-2741  
E-mail: saposen@f-npo.jp URL: https://f-saposen.jp/

運営委託/福島県企画調整部 文化スポーツ局 文化振興課  
運営受託/認定特定非営利活動法人ふくしまNPOネットワークセンター

■写真の「NPO労務講座」は5月23日(木)13:30から「福島市市民活動サポートセンター」で開催されます。参加無料ですから、使用者義務に該当する市民団体の皆さまにはとくにオススメです。■なお会場の「福島市市民活動サポートセンター」の場所、参加申し込み方法等は私ども「支援センター」にお尋ねください。

2019年4月から、全ての使用者に対して「年5日の年次有給休暇の確実な取得」が義務付けられます。

## 年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説

2019年4月施行

■「厚生労働省 有給休暇」で検索すればこの解説書にヒットします。■使用者には有給休暇の管理義務も生じます。「労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません」が、この解説書では「必要なときいつでも出力できるようシステム上で管理する」方法も示しています。■有給休暇に関して初心者でも、わかるように解説してくれていますから、おススメです。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

働き方改革関連法解説(労働基準法/年5日の年次有給休暇の確実な取得関係)

(2019/3)

## 3月決算のNPO法人の「法人市民税減免申請書」の提出期限は5月24日(金)!

・多くの市民団体の皆さまにはこれからが「総会シーズン」ではないでしょうか。伊達市内のNPO法人の多くは3月が決算期。「事業報告書等」の提出期限は「事業年度終了後3か月以内」ですから「6月末が期限」となります。ただし「法人市民税減免申請書」の提出期限は「事業年度終了後2か月以内の7日前」つまり「5月24日(金)」までですからお忘れなきよう。なお、「事業報告書等」が3年続けて未提出だと、認証取り消し等のペナルティもあります。ご注意ください。



### 伊達市市民活動支援センター

電話番号: 024-583-2800 FAX: 024-583-2820

○開館: 毎週・月~土曜(日曜休館)

午前9時~午後6時

伊達ふれあいセンター3階まで